

営業再開支援補助金のご案内

令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者が行う営業再開の取組を支援します

- 1次締切：令和6年7月19日(金) 4次締切：令和6年11月1日(金)
2次締切：令和6年8月23日(金) 5次締切：令和6年12月13日(金)
3次締切：令和6年9月27日(金)

※受付締切毎に審査を行い、採否を決定します

補助対象者

令和6年能登半島地震の被害を受けた
石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

要件

- ・市町等による被害判定が「半壊以上」であること
- ・地元等での事業再建計画を策定すること

補助額・補助率

補助上限額 **300万円**

補助率 **2/3** (小規模事業者)、**1/2** (中小企業)

補助対象経費

営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費

仮店舗用コンテナの購入、仮作業場・仮倉庫の整備、
キッチンカー車両の購入、簡易な仮施設の建築 等

※施設等整備費が対象のため、修繕費や賃借料等は対象外

※着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、
災害発生日（令和6年1月1日）まで遡及適用

補助対象事業

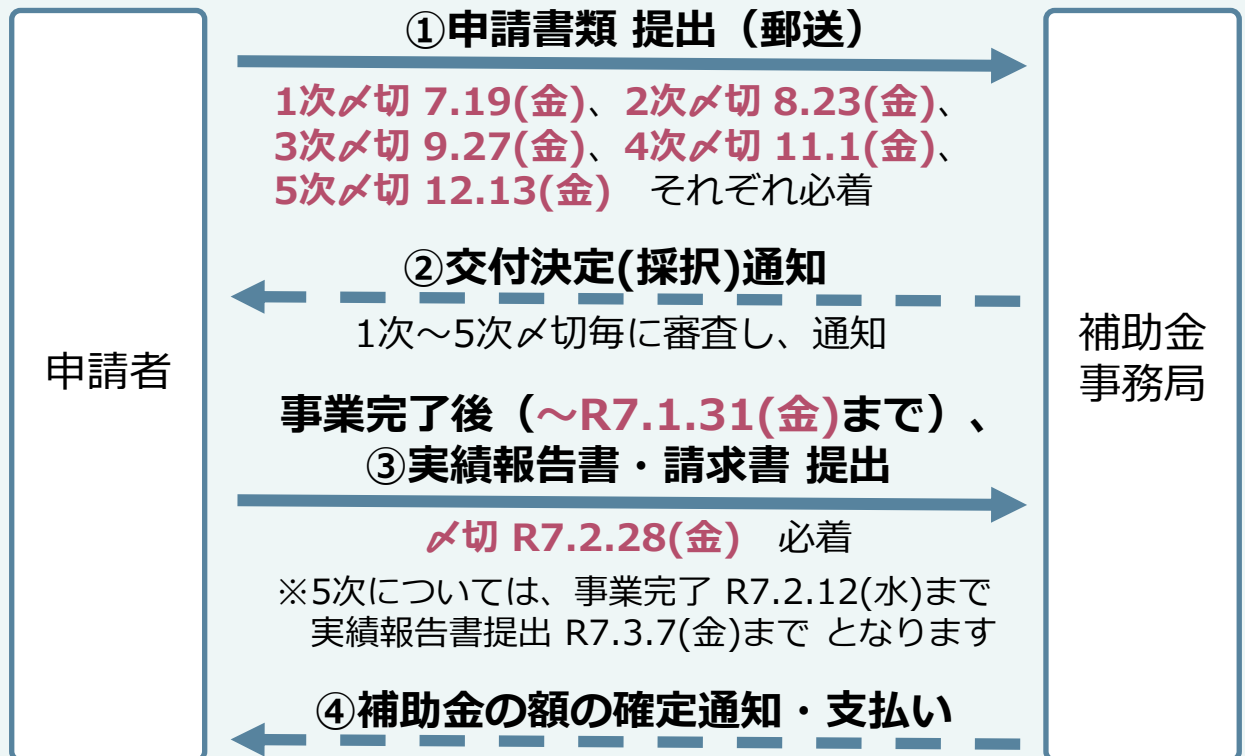
✓ 営業再開に必要な仮施設等の整備に係る経費が対象

- 仮設店舗用のコンテナハウスの購入
- 仮設事務所用のトレーラーハウスの購入
- 商品や資材保管用の仮倉庫の購入
- 簡易な仮作業施設の建築（自社施工の場合は材料費のみ対象）
- キッチンカー用の車両の購入（トラックやバン等）

✓ 仮施設等の整備に当たらない修繕費や賃借料は対象外

- 既存店舗の修繕（持続化補助金やなりわい補助金を活用ください）
- 仮店舗で使用する機材の導入費（持続化補助金を活用ください）
- 仮店舗の賃借料（持続化補助金を活用ください）
- 仮店舗として活用出来ない一般車両の購入（営業車含む）

スケジュール



※補助金の支払いは、事業終了後、精算払（後払い）となります

お問合せ先

- 営業再開支援補助金事務局：0120-046-768
- 石川県 商工労働部 経営支援課：076-225-1525